

三浦ジュニアリーダーズクラブ規約

(名称及び事務局)

第1条 本会は、「三浦ジュニアリーダーズクラブ」(以下「本会」という。)と称し、事務局を三浦市子ども会指導者連絡協議会(以下「協議会」という。)に置く。

(目的)

第2条 本会は、次のことを目的とする。

- (1) 子ども会会員と子ども会指導者とのパイプ役となり、ふれあいの場を提供する。
- (2) 活動を通して、自己の向上に努める。
- (3) 同世代の仲間づくりの場とする。
- (4) 活動を通して、社会規範を身につける。

(会員)

第3条 本会の会員は、次の人をもって組織する。

- (1) 本会の目的のもと、青少年活動及び地域活動に参加したいと思っている中学1年生から大学・短大・専門学校等に通学する**三浦市内在住の学生。**
- (2) その他、本会で認めた人。

(活動)

第4条 本会は、目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 子ども会活動を中心とした、各地域関係諸団体への協力と参加を図る。
- (2) 会員の資質向上を図るため研修会及び交歓会を行う。
- (3) その他目的達成のため必要な活動を行う。

(入退会)

第5条 本会への入会の際には、本人及び保護者が、規約に定める本会の内容を十分理解した上で入会届に必要な事項を記入し、協議会会長に提出する。また、本会への入会にあわせて、**社団法人全国子ども会連合会「全国子ども会安全共済会」に本人負担で加入**することとする。なお、**退会の際には、本人及び保護者が退会届に必要な事項を記入し、協議会会長に提出**する。ただし、入会する者又は退会する者が成人の場合は、入会届又は退会届への保護者の記入は不要とする。

(事故に対する措置)

第6条 本会での活動に伴って万が一発生した事故の保障は、社団法人全国子ども会連合会「全国子ども会安全共済会」による保障を限度とする。

(その他)

第7条 その他、この規約に定めのない事項については、別に定める。

附則 この規約は、平成24年3月1日から施行する。